

中小企業経営強化税制証明書申請に係るお知らせ

平成 29 年度の税制改正により、平成 28 年 7 月から施行された「中小企業等経営強化法」において主務大臣より経営力向上計画の認定を受けることで、その計画に基づいた設備投資をした場合に、固定資産税が 3 年間に亘り半額になる軽減措置が医療機器にも対象が拡充されました。

日本医療機器工業会では医療機器のうち「手術機器」「消毒殺菌用医療機器」「その他当工業会に関連する医療機器、看護・介護医療機器」等の証明書発行団体となり、平成 29 年 7 月 10 日より証明書発行依頼の受付を行っております。

本経営力向上設備等は、工業会での証明書発行及び関係省庁からの経営力向上計画認定後に設置することが原則となっておりますが、医療施設設置後における申請書依頼相談が散見されます。

については、医療施設設置後の事業年度を超えて認定を受けた場合は、税制の適用を受けられることから設置前の事前登録手続きを進めて下さいます様、ご協力をお願い申し上げます。

日本医療機器工業会
中小企業経営強化税制証明書係